

令和 2年 4月20日

ご利用者様・ご家族様 各位

社会福祉法人平川市社会福祉協議会
会 長 外 川 三 千 雄

新型コロナウイルス感染症に関するご協力のお願について

日頃より、本会の事業推進につきましては格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、新型コロナウイルスの発生が、県内でも複数報告されていることを受け、感染防止を目的に、以下のご協力をお願いいたします。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎利用者様ご自身の体調不良（発熱が続いている、咳やのどの痛み等風邪症状みられる）が続いている場合は、**担当ケアマネジャーにご連絡くださいますようお願いいたします。**

ご家族が新型コロナ特措法に基づく、緊急事態宣言 特定警戒都道府県（東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、福岡、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都※令和2年4月16日現在）及び海外から移動してきた場合は、自らが感染している可能性を考え、**【感染防止】のため、担当ケアマネジャーにご連絡くださいますようお願いいたします。**

◎通所介護や短期入所等のサービスが利用できない場合の代替えとなるサービスの利用調整等、ご相談に対応させていただきます。

◎安全に生活していただけるように、サービスの利用調整等をさせていただきます。

◎少しでも不安が解消できるように、即応、柔軟な対応をさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、ご連絡よろしくお願いいたします。

社会福祉法人平川市社会福祉協議会

尾上居宅介護支援事業所	担当者：浅原	電 話：57-5351
碓ヶ関居宅介護支援事業所	担当者：佐藤	電 話：45-2725

令和 2年 4月20日

平川市社協職員 各位

社会福祉法人平川市社会福祉協議会
会 長 外 川 三 千 雄

新型コロナウイルス感染防止について(居宅介護支援)

【現状での対応】

職員個々の対応

- ① 通勤前、**自宅にて体温測定**を行ってください。出勤後も同様に検温してください。
37℃以上の発熱がある場合は、出勤停止となります。
熱が下がって24時間以上が経過し、呼吸症状等が改善傾向になるまで、同様の扱いとします。
- ② マスクの着用、手洗い、うがい、手指のアルコール消毒をしてください。
- ③ **ご家族が新型コロナ特措法に基づく、緊急事態宣言 特定警戒都道府県(東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、福岡、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都※令和2年4月16日現在)及び海外から移動してきた場合は、自らが感染している可能性を考え、【感染防止】のため、2週間程度出勤停止となることもあります。**
同様に、特定警戒都道府県へ移動し、帰宅してきた職員も**2週間程度出勤停止となることもあります。**
- ④ **利用者様には相当な制限をお掛けすることになりますので、職員は自らが発生源にならないよう、自覚をもった行動をお願いします。**

居宅介護支援事業所としての対応

- ① 訪問時・・・マスクを着用し、訪問する。
- ② 訪問後・・・手指の消毒の他、乗車した車両のハンドル、ドア等の消毒もしっかり行う。
- ③ 事務室内の消毒を日に2回行う。また、1時間ごとに事務室の換気を行う。

ケアマネジメント業務の対応

- ① サービス担当者会議について
・利用者の状態に大きな変化がない更新時は、電話やメール等での対応が可能です
- ② モニタリングについて
・利用者の事情等により、居宅を訪問できないやむを得ない理由があり、月1回以上の実施ができない場合については柔軟な対応が可能です。
- ③ 支援経過記録について
・訪問・面接できない状況、会議を開催できない状況等を経過記録に残す。

※ケアマネジメント業務の感染防止を踏まえた対応については別紙参照。

※利用者とサービス提供事業者の安全を守り、利用者が不安なく過ごせるように対応してください。